
第4章 居住誘導区域

4.1 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定エリアの人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導していく区域のことです。

都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資*や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるように、区域を設定します。

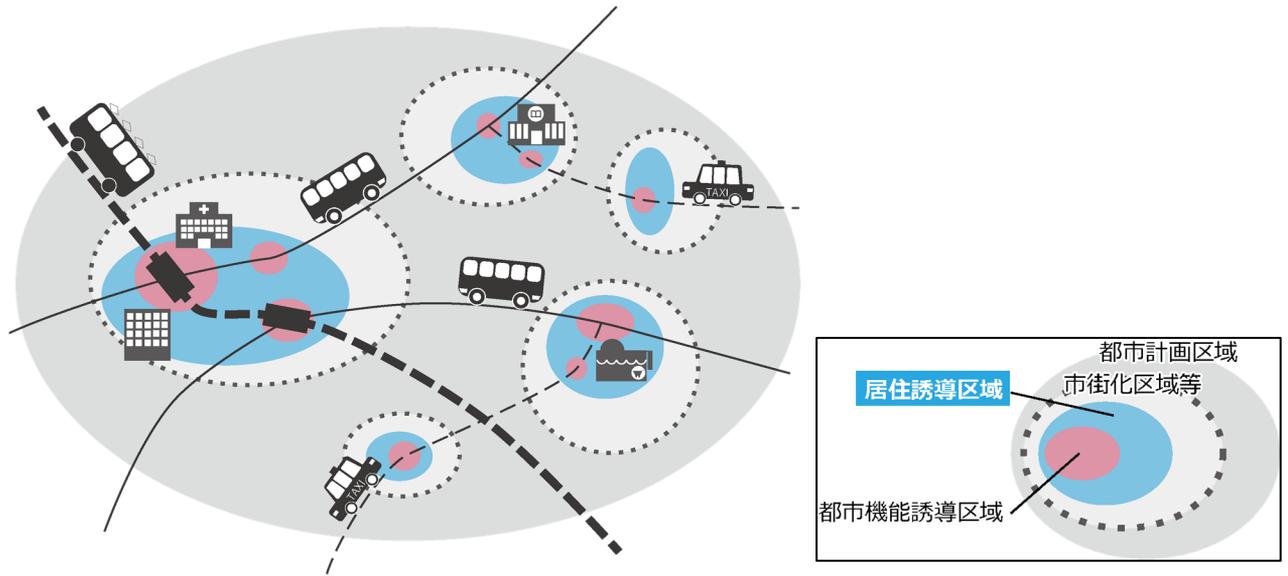
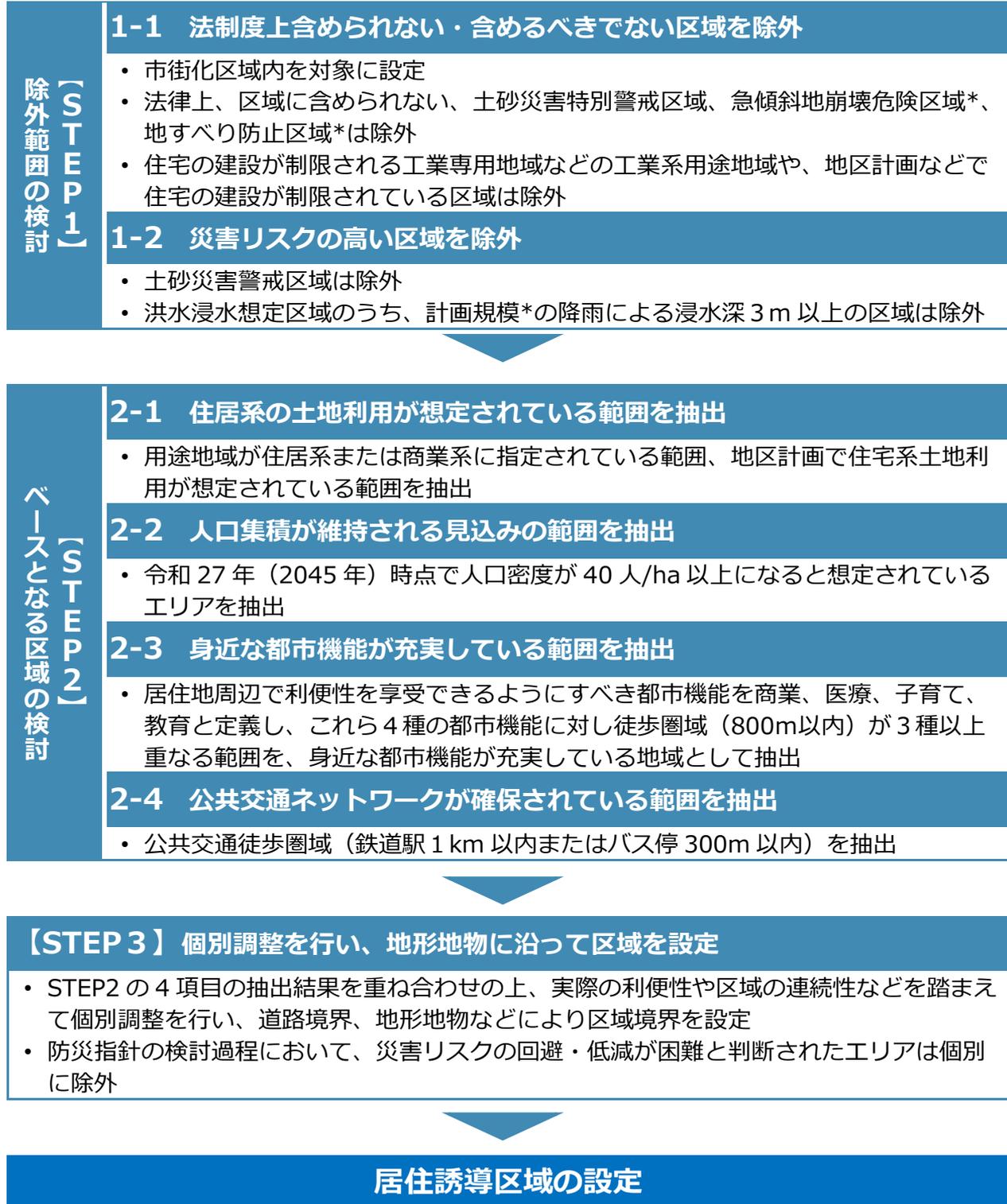


図 4.1: 立地適正化計画の区域

4.2 居住誘導区域の設定方針

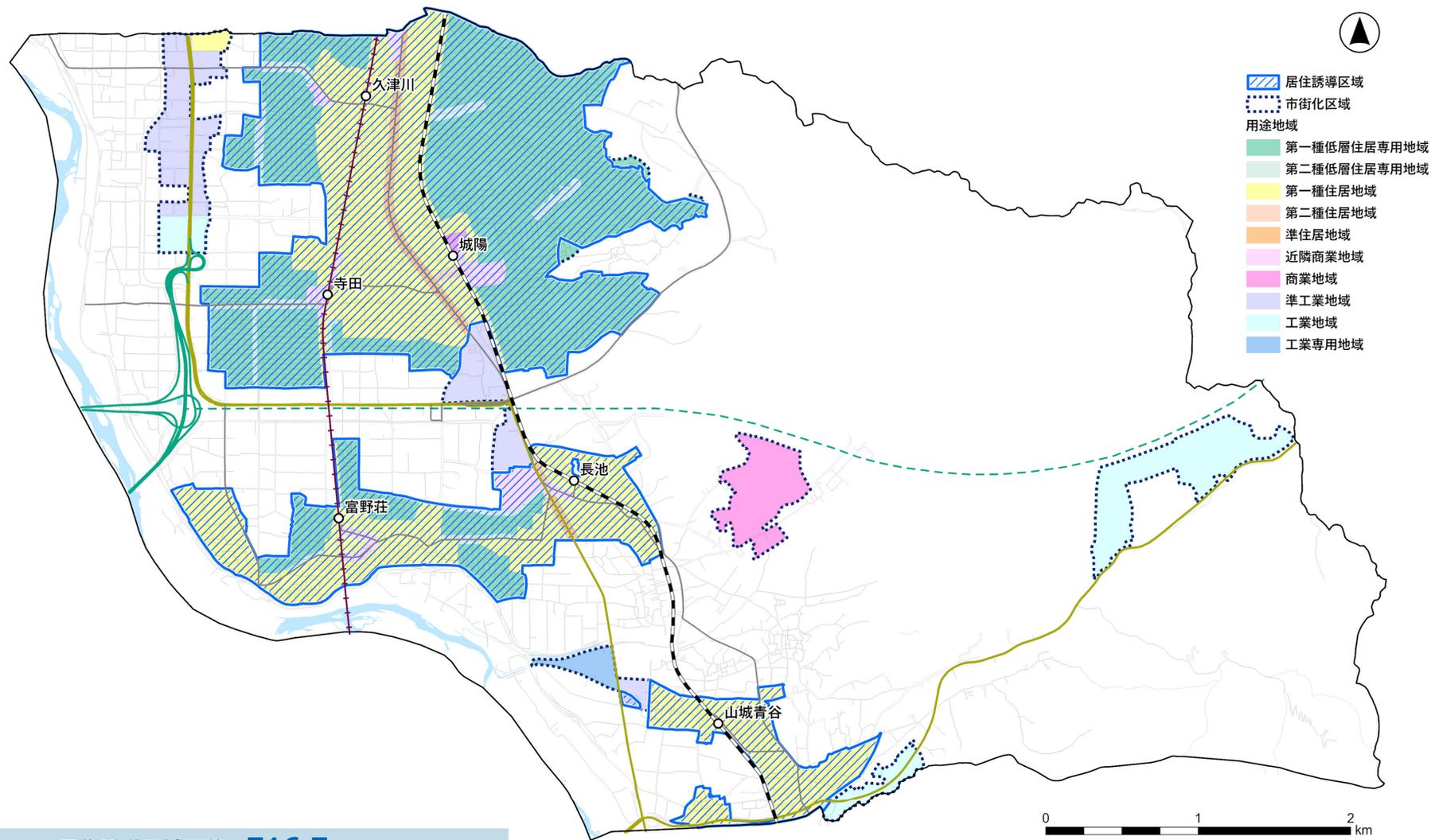
居住誘導区域の設定にあたっては、都市再生特別措置法などにに基づき、以下のフローにより、区域の検討を行いました。

■ 居住誘導区域の設定フロー



4.3 居住誘導区域

設定フローに基づき、本市における居住誘導区域を以下のとおり設定します。



居住誘導区域面積：**716.7ha**
 (市街化区域面積 (令和6年12月24日時点) の約82%)

図 4.2: 居住誘導区域